

# 「定住者」は行いが

# 善良

## でなければ入国できなくなりました

—— 定住者資格による日本入国の法律が一部変更

最近「定住者」の在留資格を持って来日する者の犯罪がかなり増えています。そのため法務省は日系人、またはその家族が定住者の在留資格を取る要件として「素行が善良であること」という項目を法律に追加しました。これから来日したいと思っておられる方、また一時帰国される方、関係者の方はご注意ください。

### ● 対象となる人

- ・ 日系人
- ・ 日系人の未成年で未婚の実子
- ・ 日系人の配偶者
- ・ 日系人の配偶者の未成年で未婚の実子

(中国残留邦人とその親族 ⇔ こうした方が「定住者」の在留資格で入国を希望する場合は、「素行善良」要件を課さないとしています)

★「定住者」とは・・・法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して居住を認めるものとしています。特別な理由については、法律できちんと分類されています。

### ● 素行が善良であることの証明は

日系人及びその家族として「定住者」の在留資格により日本に入国しようとする外国人に対して、本国の権限を持つ機関が発行した犯罪歴に関する証明書の提出を求めています。

例えば

ブラジル・・・ブラジル連邦警察が住んでいる州の民事警察のそれぞれが発行する無犯罪証明書

ペルー・・・ペルー国家警察鑑識局鑑識部犯罪歴証明書発給課が発行した無犯罪証明書

フィリピン・・・フィリピン国家警察及びフィリピン国家捜査局発行の証明書

### ● 本国で犯罪歴のあった人は

提出された証明書で日本国以外の法律に違反して、懲役、禁錮、罰金（道路交通法違反に相当する罪は除く）を受けた人は「素行善良」とは認められません。ただし次の場合はのぞきます。

- ① 刑の執行後 10 年経過
- ② 刑の執行免除から 10 年経過
- ③ 執行猶予期間を経過
- ④ 罰金またはこれに相当する刑の執行を終わった日または執行の免除を得た日から 5 年経過

### ● 日本で犯罪歴のあった人については

日本の法令に違反して懲役、禁錮もしくは罰金（道路交通法違反による罰金はこのぞく）にあたる処分を受けた人は「素行善良」とは認められません。

